

経営者のための やさしい企業年金教室

2025 年 5 月 13 日

54 時限目：通算企業年金制度について

通算企業年金とは、退職などでこれまで加入されていた企業年金を脱退された場合などに、それまで蓄えられた年金原資を企業年金連合会に移管し、終身で受取れる年金です。個人別管理資産(年金原資)を持ち運べる制度として確定給付年金(DB)や厚生年金基金の個人別管理資産の移換に使われていましたが、令和4年5月1日から企業型確定拠出年金(企業型DC)も移換可能となり制度が拡充されました。

本教室では、これまで公的年金の補完的役割を担うべく確定拠出年金(DC)制度の効果的な運用や出口戦略についてとりあげてきましたが、主に運用を継続しながら老後資金を盤石にする視点が多かったように思います。

確かに、60 歳代の就労を後押しする社会情勢や法改正により給与所得を得ながら支出するという定年後の選択肢が増えていますが、他方、若い頃の働き方と著しく異なる雇用環境に戸惑う中高齢者の声も多く耳にするようになりました。昨今のアメリカ大統領就任に伴う金融市場の乱高下を目の当たりにして、たとえ多くの運用益は望めなくとも老後の安定した生活設計に効果的な資産管理に目を向ける方々が増えているように感じます。

そこで、これまで正面から取り上げる機会が少

なかった通算企業年金制度について、企業型DCの資産移換を中心にまとめてみます。

■ 通算企業年金制度とは

通算企業年金とは、退職などで以前加入していた企業年金を脱退した際に、それまで積み立ててきた年金資産(脱退一時金相当額)を企業年金連合会に移し、将来年金として受け取る制度です。また、連合会に脱退一時金相当額等を移換した者が、確定拠出年金(企業型DC、個人型iDeCo)に加入した場合、本人の申出により、その者に係る積立金等を連合会から加入先の確定拠出年金に移換することもできます。

1 制度の特徴

- ・ 原則 65 歳から受け取れる終身年金
- ・ 個人別管理資産は非課税で移換できる
- ・ 年金受取時は公的年金等に係る雑所得として取り扱われます。

2 手続き方法

企業年金連合会もしくは加入している企業年金の記録関連運営管理機関(RK)へ申出が必要です。移換申出期限は企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した日の翌月から6ヶ月後の月末までとなっています。万一、申出期限を徒過した場合には、確定拠出年金法に基づき、国民年金連合

経営者のための やさしい企業年金教室

会へ自動移換(現金化され月次手数料が発生)されてしまうため早めの手続きが肝要です。

3 対象者

令和4年5月1日以降に企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した方(但し、DC法第15条第1項第1号に規定された理由で企業型年金運用指図者となった方は除く)

4 保証期間

支給開始年齢から原則満80歳までの期間が設定されます。

◆ 年金の裁定時又は支給開始後保証期間内に一定事情(天災等により著しい損害、重大な障害を受け、または長期入院等)が生じた場合、本人の選択により残存保証期間に応じて選択一時金を支給します。

◆ 支給開始年齢前又は支給開始年齢後保証期間内に死亡した場合は、残存保証期間に応じ死亡一時金を遺族に支給します。

5 事務費

下記(1)と(2)の合計額(上限 34,100 円)が移管時に一括控除されます。

(1) 定額事務費 : 1,100 円

受付、移換完了通知書の送付などに要する経費に充当されます。

(2) 定率事務費 : 上限 33,000 円

データ管理、振込手数料などに要する経費に充当されます。

6 予定利率と給付額

予定利率は移管時の年齢に応じ決定されています。給付額の試算表は以下のとおりです。

(受取開始年齢が 65 歳の場合)

(円: 百円未満四捨五入)

	移換時の年齢	予定利率	移換する個人別管理資産額					
			10万円	20万円	30万円	50万円	100万円	200万円
男性	25歳0月	1.25%	7,600	15,400	23,100	38,600	77,200	155,900
	35歳0月	1.25%	6,900	13,800	20,700	34,600	69,200	139,400
	45歳0月	1.00%	5,700	11,400	17,200	28,700	57,400	115,100
	55歳0月	0.75%	4,900	9,900	14,900	24,900	49,900	99,900
	65歳0月	0.25%	4,300	8,700	13,100	21,900	43,800	87,500
女性	25歳0月	1.25%	6,500	13,100	19,700	33,000	66,000	133,200
	35歳0月	1.25%	5,900	11,800	17,700	29,600	59,200	119,100
	45歳0月	1.00%	4,800	9,700	14,600	24,400	48,800	97,900
	55歳0月	0.75%	4,200	8,400	12,700	21,100	42,300	84,700
	65歳0月	0.25%	3,700	7,400	11,100	18,500	37,000	74,100

※「移換時の年齢」とは、個人別管理資産を企業年金連合会に移換された月末の年齢(月単位)です。

なお、1日生まれの方は前月末日が年齢到達日のため、「移換時の年齢」は+1ヶ月になります。

※例えば、35歳0月の男性が個人別管理資産額100万円を移換された場合、年額約69,200円の通算企業年金を65歳から生涯にわたって受け取りいただけます。

※女性の年金額が男性に比べて低くなっているのは、女性のほうが平均寿命が長い(受取期間が長い)ことを前提としているためです。

(企業年金連合会ホームページより抜粋)

◆ 年金資産シミュレーション

<https://www.pfa.or.jp/pwap/pub/shisan/nenkin>

■ 企業年金の出口戦略として活用

通算企業年金の最大のメリットは、給付額が確定しているため、老後の安定した生活設計に有用であることです。また、公的年金の老齢厚生年金の場合、在職中や雇用保険の受給または他の年金受給による支給停止が行われますが、通算企業年金は支給停止されません。

他方、運用益が望めない点がデメリットとしてあげられますが、その点については、税制優遇メリットが高い企業型DCは資産形成期に事業主が実施する投資教育を活用しつつ、個人管理資産を着実に増やしておくことで対処可能と思われます。

企業年金相談センター(NPO 法人企業・団体支援日本FP協議会) 臼木 万里子